ののほか、当該金庫が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば当該金庫又は債務者等の業務の遂行に困難を生ずるおそれがある」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を削り、同条第六項中「次に掲げる」を「同一人（同項本文に規定する同一人をいう。次項及び第十一項において同じ。）に対する」に、「同項本文」を「同条第一項本文」に、「の区分」を「とし、同項本文に規定する政令で定める率は、百分の二十五」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「又は出資」の下に「（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項第一号ト」を「第一項第一号リ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項各号の場合においてこれらの規定に規定する者が保有し、又は保有される議決権」を「第一項、第二項及び前項の議決権の割合を算定する場合」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第一号に規定する」を「第一項、第二項及びこの項において」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項に規定する合算子法人等とは、次に掲げる法人等をいう。

一　他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（以下「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるもの（連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として内閣府令で定めるもの（第三号及び次項において「受信者連結基準法人等」という。）に限る。以下この項において「実質親法人等」という。）がその意思決定機関を支配している他の法人等（以下この項において「実質子法人等」という。）。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。

二　子会社（前号に掲げる法人等を除く。以下この号において「実質子法人等以外の子会社」という。）。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（前号に掲げる法人等を除く。）は、当該実質親法人等の実質子法人等以外の子会社とみなす。

三　前号に掲げる会社（受信者連結基準法人等に限る。）の実質子法人等（前二号に掲げる法人等を除く。）

3　第一項に規定する合算関連法人等とは、法人等（受信者連結基準法人等に限る。）又はその合算子法人等（前項に規定する合算子法人等をいう。以下この項において同じ。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（合算子法人等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

第十一条第十一項第一号中「第八項第二号」を「第九項第二号」に改め、同項第三号中「第八項第二号」を「第九項第二号」に改め、同項第五号中「理由に準ずる」を「もののほか、当該金庫及びその子会社等が合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば当該金庫及びその子会社等若しくはその子会社等又は債務者等の業務の遂行に困難を生ずるおそれがある」に改め、同条第十二項中「第十三条第三項」を「第十三条第三項第一号」に改め、「信用金庫にあっては独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫に対する勤労者財産形成促進法第十一条に規定する資金の貸付けとし、信用金庫連合会にあっては」を削り、「法人に」を「ものに」に改め、同項第二号中「で、国」を「で国」に改め、同項に次の二号を加える。

三　日本銀行

四　外国政府等（外国政府、外国の中央銀行及び国際機関をいう。）で金融庁長官が定めるもの

第十一条の二第一項第一号中「子会社」の下に「（法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。）」を加え、同条第二項中「に規定する親法人等」を「及びこの項において親法人等」に、「（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）」を「の意思決定機関」に、「前項に規定する子会法人等」を「子法人等」に改める。

（長期信用銀行法施行令の一部改正）

第五条　長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表第十六条の三第一項の項中「総社員」を「総出資者」に改め、同表第五十二条の六十一第二項の項の次に次のように加える。

第五十二条の六十一第三項	銀行等	長期信用銀行等

第六条第一項中「出資」の下に「（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）」を加え、同条第二項の表第四条第一項の項を次のように改める。

第四条第一項	法第二条第十三項	長期信用銀行法第十六条の四第一項

第六条第二項の表第四条第一項第一号ニの項中「第四条第一項第一号ニ」を「第四条第一項第一号ホ」に改め、同項の次に次のように加える。

第四条第一項第一号リ	法第二条第八項	長期信用銀行法第十三条の二第二項

第六条第二項の表第四条第二項の項中「第四条第二項」を「第四条第四項」に改め、同表第四条第五項第三号の項中「第四条第五項第三号」を「第四条第七項第二号」に改める。

第八条第二項及び第十一条第二項中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）」を加える。

（協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正）

第六条　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「。以下この条」を「。以下この項」に、「子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。次条において同じ。）」を「合算子法人等及び合算関連法人等」に、「第八項」を「当該信用協同組合等の合算子法人等及び合算関連法人等を除く。第九項」に改め、同項第一号イ中「子会社」を「合算子法人等」に改め、同号ロ中「子会社とする会社」を「合算子法人等とする法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条並びに次条第二項及び第三項において同じ。）及び当該法人等に準ずる者として内閣府令で定める者」に改め、同号ハ中「会社の子会社」を「者の合算子法人等」に、「会社に」を「者に」に改め、同号ト中「イからハまで若しくはへに」を「次に」に、「第四項」を「第六項」に、「ニ又はホ」を「ホ又はヘ」に改め、「掲げる者」の下に「（へに掲げる者にあっては、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する者に限る。(4)において同じ。）」を加え、「イからハまで又はへに掲げる会社」を「当該同一人自身及びイからニまで、トヌ又はチに掲げる者」に改め、同号トに次のように加える。

(1)　当該同一人自身の子会社

(2)　当該同一人自身を子会社とする会社

(3)　(2)に掲げる会社の子会社（当該同一人自身及び(1)又は(2)に掲げる会社に該当するものを除く。）

(4)　ホ又はへに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（当該同一人自身及び(2)に掲げる会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社